

あなたの愛を
すこし分けていただけませんか

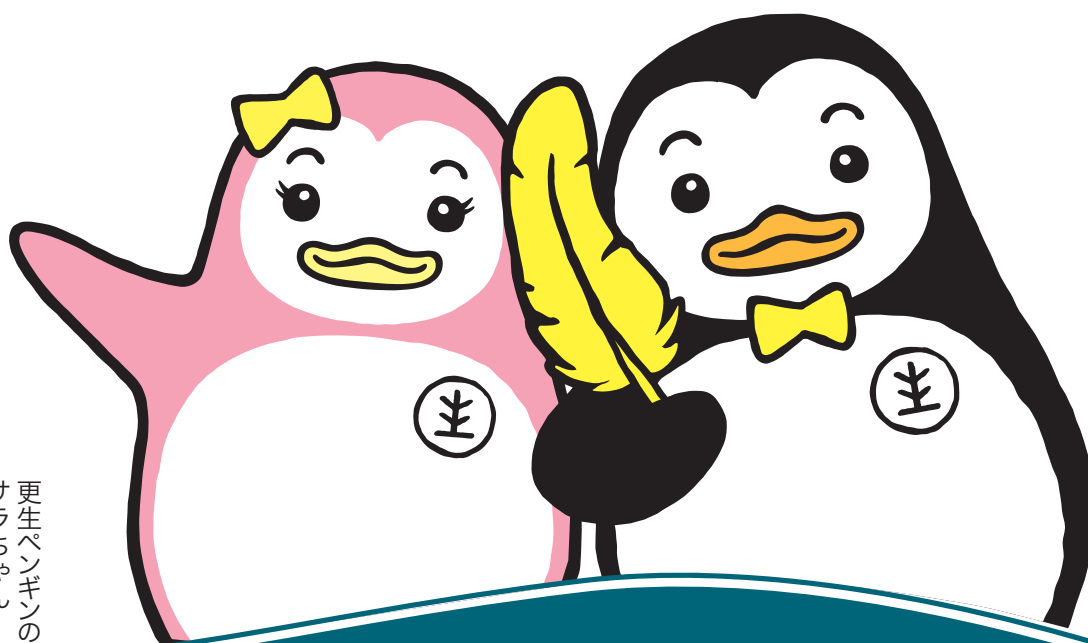


保護司へのおさそい



保護司記章

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。
記章を帯用し、身分を示す証票を携帯する。(平成2年5月30日法務省訓令第3号)



更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん

青森地区保護司会

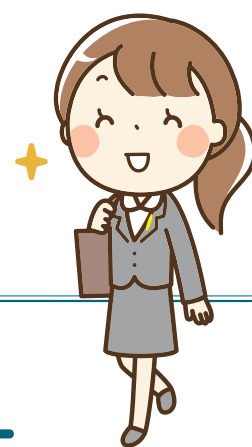
はじめに

犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支えることは、国や地域社会の重要な役割です。また、社会に犯罪や非行がなくなるように地域の環境作りを行うことも大事な仕事です。

保護司は、国が行う刑事政策の一分野である更生保護の中であって、人を立ち直りに導き、犯罪や非行のない明るい社会作りのため、それぞれの地域でボランティア活動を行っている方々です。

近年の非行、犯罪の状況は、深刻さを増していますが、保護司は、このような人たちと正面から向き合い、彼らが向かう更生の道に寄り添います。その熱意と思いやりによって、多くの人々が立ち直りを果たしています。

ボランティアとしての保護司の仕事にはやりがいを感じる、と多くの方々が話しています。
保護司をやってみたい！という方が地域から現れることを願っています。



保護司となるための具備条件

(保護司法・第3条)

保護司になるための特別な資格はありませんが、法務省では、新しく保護司になっていただく方の年齢を制限しており、委嘱発令日現在で満67歳以上の方には、保護司の委嘱を御遠慮させていただいています。

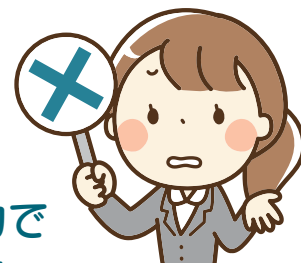
- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること
- (3) 生活が安定していること
- (4) 健康で活動力を有すること



保護司となれない欠格条項 (保護司法・第4条)

保護司になるための特別な資格はありませんが、法務省では、新しく保護司になっていただく方の年齢を制限しており、委嘱発令日現在で満67歳以上の方には、保護司の委嘱を御遠慮させていただいています。

- (1) 成年被後見人または被保佐人である人
- (2) 禁錮以上の刑罰を受けた人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人



※保護司は、その職務において、法務行政に関与することになりますので高い倫理性が求められます。交通違反等で、行政処分（「青キップ」による反則金等）を超える、罰金処分等を受けた場合は、保護司法で定める欠格条件には当てはまりませんが、態様が悪質である場合には「社会的信望」の見地から保護司としてふさわしくないとされます。



- ◎保護司は非常勤の国家公務員です。
- ◎犯罪や非行などの過ちに陥った人たちの立ち直りを支えます。
- ◎社会に犯罪や非行がなくなるように「社会を明るくする運動」などの地域の環境作りの活動も行っています。





Q 保護観察とは何をするのですか？

A 保護観察は、裁判所で保護観察を受けるように決定された人のほか、少年院や刑務所を収容期間が満了する前に釈放された人に対して、更生を図るための約束ごと（じゅんしゆ遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

また、保護観察と並んで、保護司には、生活環境の調整という仕事があり、少年院や刑務所に収容されている人が、できるだけ円滑に社会復帰することができるように、釈放前に、帰住先の調査や調整、引受人との話し合い、就労先等、必要な受入れ態勢を整えるものです。



Q 専門的な知識がなくても大丈夫でしょうか？

A 保護司になるために特別な知識は必要ありません。保護司の仕事を行うために必要な知識や技術等については、保護観察所が保護司としての経験や保護司



会での役職等に応じて行う研修で習得の機会があります。初めて保護司の委嘱を受けた方には新任保護司研修があるほか、年3回開催される定例研修、その他、保護司会が独自に行っている研修会もあります。

Q 保護司の仕事にはどのくらいの時間がとられますか？

A 保護観察事件の場合、保護観察の対象となる人（対象者）を担当した場合は、毎月3回程度の面接を基本とします。

(対象者が保護司宅などに来訪して面接を受けることが2回、保護司が対象者宅を往訪して面接することが1回)



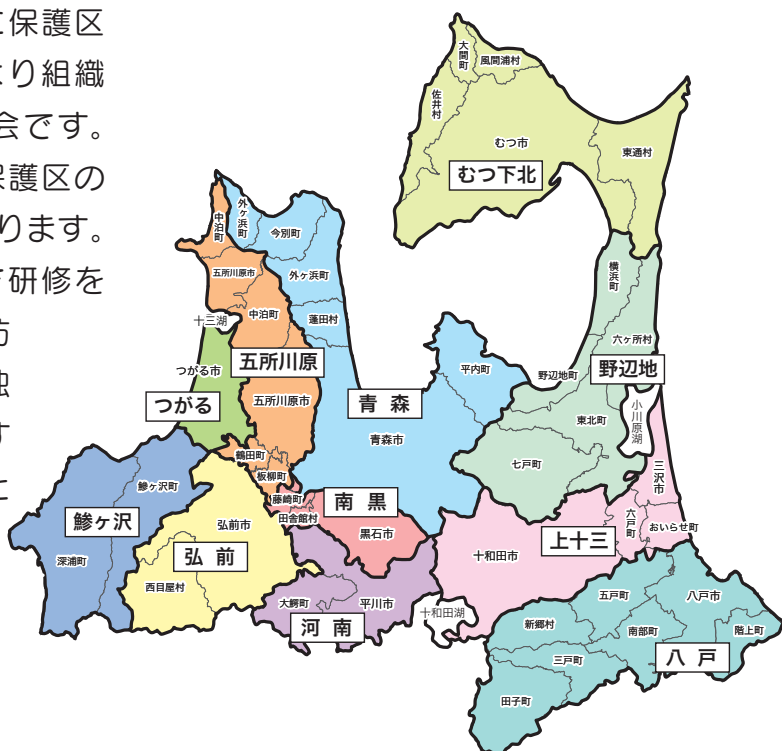
1回の面接については、40分～1時間程度がふさわしいとされています。面接の日時については、保護司と対象者がお互いの都合を話し合って決めます。対象者が抱える問題の内容や突発的なことが起こった場合には、面接回数が増えたり、面接時間が長くなったりすることや、まれには、夜間に対応を迫られる場合もあります。

その他、年間３回開催される地域別定例研修への出席や、毎年７月を中心に行われる地域の犯罪予防活動“社会を明るくする運動”への参加も保護司の大切な仕事です。

Q 保護司会とはどういう会ですか？

A 保護司の委嘱と同時に保護区に配属され、保護司により組織されているのが保護司会です。保護司は必ず所属する保護区の保護司会に入ることになります。

また、保護司会単位で研修を
実施するほか、犯罪予防
活動や地域活動など、独
自の活動を行っています
ので、保護司会の一員と
して、活動に参加いた
だきます。



保 護 司 に つ い て



保護司記章

職 務

保護観察・生活環境の調整という仕事と犯罪予防等の活動です。

保護司は、法務省の機関である保護観察所の長の命を受けて、保護観察所の専門官である保護観察官と協働しながら、その十分でないところを補う形で、保護観察や生活環境の調整という仕事をする一方で、犯罪予防等の活動に当たります。また、研鑽のため定期的に研修への出席が求められます。

身 分

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員です。

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員となります。しかし、国家公務員法がすべて適用になるわけではなく、商業活動を行ったり公職選挙による特別職等を兼ねることができます。実際に無職の人のほか、会社経営者、宗教関係者、農林漁業、製造加工業、サービス業、主婦等様々な方々が保護司として活動しています。公的職員の方であっても所属の長の同意があれば保護司となることができ、地方自治体の職員で保護司を兼ねている方もいらっしゃいます。

任 期

任期は2年で、再任により継続して務めます。76歳定年です。

保護司の任期は2年ですが、ほとんどの方には再任により継続して務めていただいています。ただし、再任時の年齢が76歳を超えることとなる場合には、再任は認められず、いわゆる定年制で運用されています。

報 酬

無報酬のボランティアですが、実費弁償金が支給されます。

保護司に給与は支給されませんので無報酬のボランティアとなります。ただし、事件の担当、研修会への出席など、保護司の職務を行った際に要した経費等については、国の予算の範囲内で、一定額が実費弁償として支給されます。

保護司再任委嘱について

2年毎の再任については、再任発令日現在76歳未満であることの年齢基準があり、76歳の誕生日を迎えた方は再任されません。

再任手続を進める際、保護観察所長が保護司選考会に対し、再任保護司候補者を諮問するに当たり、保護司法に基づく保護司の具備条件の一つであります「社会的信望」の有無に関する情報が必要となります。

そのため当保護司会では、2年間の任期満了する保護司に対し、意思確認の照会をしており、保護司活動への熱意、健康状態及び研修等への参加状況等を総合的に判断の上、再任適否の意見を保護観察所長に提出しております。

なお、照会の内容しだいでは、再任されない場合があります。

顕 彰

- ①法務大臣表彰
- ②全国保護司連盟理事長表彰
- ③全国更生保護法人連盟理事長表彰
- ④東北地方更生保護委員会委員長表彰・感謝状
- ⑤東北地方保護司連盟会長表彰
- ⑥青森県知事感謝状
- ⑦青森保護観察所長表彰・感謝状
- ⑧青森県保護司連合会会長表彰・感謝状



法務大臣表彰の授与式典

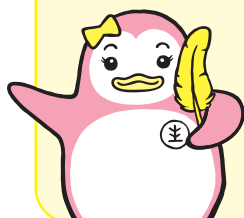
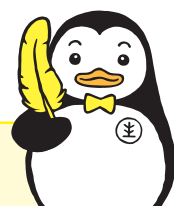
保護司の会費（全保護司）

- ①全国保護司連盟会費
- ②福利厚生会費
- ③東北地方保護司連盟会費
- ④青森県保護司会連合会会費
- ⑤青森県更生保護大会積立金会費
- ⑥保護司名簿作成積立金会費
- ⑦青森県更生保護協会普通会员会費

保護司負担金年間会費 ①～⑦合計 9,900 円

- ⑧各分会での会費

各分会により金額は異なります。（年間 3,000 円～6,000 円）



“幸福の黄色い羽根”

「社会を明るくする運動」への賛同を示す身近な協力のしるしとし長崎県で生まれ全国展開されたものです。更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（昭和52年、山田洋次監督）から着想を得ており、犯罪のない幸福な社会を願うシンボルマークとして使用しています。

連絡先

青森地区保護司会

〒030-0861

青森県青森市長島 1-3-28 青森県更生保護会館 プラザあすなろ内
青森地区更生保護サポートセンター（青森地区保護司会）

TEL 017-763-0763 FAX 017-763-0764

開所日 月～金曜日（土、日、祝、年末年始は休所）

開所時間 午前10時～午後4時

ホームページ <http://www.ao-kousei.com/aomori/>

メールアドレス aomori@ao-kousei.com

青森地区保護司会
ホームページ



青森県
更生保護ネットワーク
ホームページ

